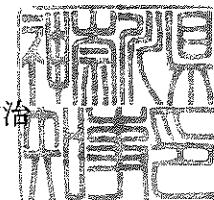


水第 2060 号
令和 4 年 2 月 18 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



移動式刺し網漁業（かますを目的とする狩刺し網）に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格条件	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	申請すべき期間	許可の有効期間
かますを目的とする狩刺し網漁業	1	定めなし	共第 10 号 共同漁場の権の区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	鎌倉市に漁業根拠地を有し、かつ共第 10 号共同漁場の権の区域においてかますを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて當該漁業の受忍を受けていいる者	鎌倉市に漁業根拠地を有し、かつ共第 10 号共同漁場の権の区域においてかますを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて當該漁業の受忍を受けていいる者	令和 4 年 2 月 28 日から同年 3 月 28 日まで	4 月 21 日から令和 8 年 4 月 16 日まで	令和 4 年